

# 平成 29 年度予算編成方針

平成 28 年 11 月 7 日

安芸太田町

# 目次

■ はじめに	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	2
■ 予算編成にあたっての基本方針	2
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	8
【参考】平成27年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	11
【参考】平成27年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	13

## ■ はじめに

日本経済の現状は、内閣府が公表した 10 月の月例経済報告にも示されているとおり、景気は、このところ弱さも見られるが緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続いているものの、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に十分留意する必要があるとされています。

こうした中、国の平成 29 年度予算は、平成 28 年度第 2 次補正予算とあわせて、将来につながる切れ目のない対応となるよう編成されることとなり、概算要求に際し、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」を踏まえ、昨年度と同様、「経済・財政再生計画」の枠組みの下に財政改革に取り組み、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、地方施策においては、一億総活躍社会を実現する上で緊急性の高い取り組みの一つである地方創生の本格展開に向けて、地方創生の深化を実現する政策の推進、多様な地方支援の推進等に取り組むとともに、平成 28 年度補正予算の編成に際しては、内閣総理大臣から「未来への投資」を更に推し進め、アベノミクスを一層加速するため、国と地方が足並みを揃えて経済対策に取り組む旨の方針が示されました。

安芸太田町においても、地方創生の取組には最大限の力を注いでおり、今年度は、地方創生加速化交付金事業（平成 27 年度補正予算）として、安芸太田町版「生涯活躍のまち」プロジェクトが採択されるとともに、新たな税制として創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の第 1 回事業として、地域再生計画（広島県立加計高校支援事業プロジェクト）が県内で唯一認定されるなど、企画力を活かして国の財源を引き出し、地域の活性化に取り組んでまいりました。

加えて、民間事業所の誘致や起業支援等の施策を通じて、町内における雇用先の拡大を図るとともに、農業分野における六次産業化や修学旅行民泊の促進等、地域経済の発展にも奮励し成果を上げてきました。

しかしながら、地域が年齢を重ね、人口が次第に減少する中で、町内に閉塞感が漂うことは否めず、現状を打破するための“新しい風”や“更なる創造”を求める住民からの声は年を追う毎に大きくなっています。

こうした声に耳を傾け、第二次安芸太田町長期総合計画で掲げる「豊かさあふれ つながりひろがる安芸太田」を現実のものとするためには、個々の職員が町の発展のために何が必要かを真剣に考え、前例踏襲から脱却し、成果指標を常に意識しながら事業に向き合う必要があります。

更なる変革を目指す平成 29 年度では、こうした視点を踏まえ、長期総合計画・地方創生の歩みを着実に進めるとともに、住民の要望に応えるため、“生活の豊かさに繋がる施策の立案”、“成果の見える行政運営”に取り組むこととします。

## ■ 本町の財政状況と今後の見通し

本町の平成 27 年度決算数値における財政指標は、実質公債費率が前年度から 0.6 ポイント改善し 10.8%に、将来負担比率は 11.3 ポイント減少し 81.5%と好転しているものの、経常収支比率については、分母（財源）となる税金等の自由に使える経常一般財源等の減と、分子（使途）となる経常経費充当一般財源の増により、前年度の 87.3%から 89.3%に悪化しており、これらを総合して得られた財政力指数は前年度と同数値（0.207）という結果となりました。

これらの状況を見るに、従前から取り組んできた行財政改革の成果は引き続き保たれていると考えられる半面、改善傾向の伸び悩みが懸念される局面に差し掛かったとも捉えられます。

今後の財政展望としては、近年の大型事業である安芸太田病院の改築や光ファイバー網の整備、学校耐震化・大規模改修といった事業に充てた公債費の償還が順次始まるため、歳出予算の増大が見込まれるとともに、歳入予算についても普通交付税が国勢調査人口の減少に連動して縮減されること、併せて、合併算定替の経過措置が段階的に終了する影響等もあり、厳しい財政運営を強いられる見通しです。

更には、老朽化する公共建築物や道路・上水道等のインフラ施設の維持・大規模修繕に係る財源確保も喫緊の課題であり、今後の町財政を圧迫する要因となります。

普通交付税措置については、当面の間、国が新たに設けた人口急減対策の補正制度により、急激な削減は回避できる予定ですが、将来に向けて財政規模の縮減を前提とした対応策を協議しておく必要があります。

そのため、昨年度末に策定した第二次安芸太田町行財政改革大綱に掲げた取組項目に従って、着実に行政の効率化と経費の縮減に努めていくこととします。

## ■ 予算編成にあたっての基本方針

平成 29 年度予算編成に当たっては、引き続き「第二次長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる取組を強力に推進するとともに、国と同様に事業の重点化を図ることで、施策展開にメリハリを持たせ、迅速・効率的に事業成果を導き出すことができる体制の構築を目指し、次の考え方を基本として予算編成に取り組むこととします。

### 1 「第二次安芸太田町長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の確実な実施

平成 29 年度は、第二次長期総合計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の中間年にあたることから、計画を着実に実現するため、リーディング施策（＝「まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標）に基づく主要施策を庁内連携のプロジェクト事業に位置付ける。

また、当該事業に係る平成 29 年度予算は、今後 3 か年のアクションプランを関係課の連携により確立した上で（スケジュール、役割、目標等）、編成するものとする。

## 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標

テーマ1： 定住促進と人材確保・育成によるまちづくりの基盤強化

テーマ2： 都市部等との商いの活発化と町内産業間連携の推進

テーマ3： 各世代にとっての暮らしやすさの向上

テーマ4： コミュニティの活力向上

第二次長期総合計画では、1年あたり75人（新規転入者：65人＋転出抑制：10人）の人口回復を10年間継続して達成することを目標としている。

計画の第1年次（平成27年度）では、新規転入者が64人（町の定住施策を活用された移住者数）となり、達成には至らなかったものの、目標値に迫っていることから、引き続き、しごとづくり、住まい、子育て支援、生涯活躍のまちづくり等の各施策を総動員し、定住施策・転出抑制の強化を図り、「選ばれる安芸太田町」の実現を目指す。

特に、「しごとづくり」については、農林水産業、観光産業、商工業の各分野において、生産者や事業者、起業・創業者等の「稼ぐ力」を育成する施策を進め、将来にわたる「就労・雇用の創出」の基盤づくりを進めることとする。

## 2 行財政改革の更なる推進

平成27年度末に策定した「第二次安芸太田町行財政改革大綱」で定める下記の取組を意識した予算編成に努めること。

また、補助金等事業については、先般実施した検証作業の結果を十分踏まえて、既存事業の課題整理にあたりるとともに、必要に応じて事業の縮減、廃止に向けて関係先との協議を進めること。

### 行財政改革の主な取組

#### 〈 健全な財政運営 〉

- 持続可能な財政運営の推進
  - ・新公会計システムの推進
  - ・病院事業を中心とした公営企業の経営健全化
  - ・経常収支比率の抑制
  - ・第三セクター、財団法人等の経営の見直し
- 歳入の確保（自主財源の確保）
  - ・町税等収納率の向上、各種使用料等の収納率の向上
  - ・ふるさと納税の推進
  - ・企業誘致、新規起業・スモールビジネス創設の推進
- 歳出の削減（聖域なき見直し） ※ **平成33年度までに予算規模65億円以下**
  - ・人件費の削減
  - ・経常的経費の削減
  - ・負担金、補助金等の見直し
  - ・公債費の縮減
  - ・病院事業会計及び特別事業会計の健全経営

#### 〈 効果的・効率的な行政運営 〉

- 組織・機構の見直し
  - ・機能的・効率的な組織への見直し
  - ・幼・保一元化、小中学校の適正配置の推進
  - ・支所機能の見直し及び再編
  - ・民間委託の推進
- 定員管理及び給与の適正化
  - ・第3次定員適正化計画の策定と着実な実行
  - ・給与構造の検討と見直し
  - ・時間外勤務の適正な管理
- 公共施設の適正管理
  - ・公共施設の複合化、集約による再編・整理
  - ・指定管理制度の運用見直しの検討

### 3 ふるさと納税の更なる推進

自主財源の確保と、安芸太田ファンクラブの拡大に繋がる「ふるさと納税(個人・企業版)」の推進

### 4 財源確保に係る情報収集の徹底

国や県の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。起債充当についても、安易に一般財源に頼るのではなく、適債性の検討を徹底すること。

また、国の経済対策など有利な財源を活用する際は、短期間での企画立案が必要となるため、即時に対応できるよう、日頃から検討を行っておくこと。

### 5 事前調査を踏まえた要求額の精査

前年度予算のコピーではなく、事業量を事前に照会するなどして、要求額の精査を徹底し、年度末に不要額が生じることのないよう留意すること。

特に、過疎債ソフト事業は、非予算化分を「基金」に積み立てることが出来るため、可能な限り有効に活用する必要がある。

### 6 事業の選択と集中、新規事業の提案

従来からの施策を惰性で続けるのではなく、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に事業成果が見込まれる施策提案があればメリハリある予算割り当てを検討するので、今後の事業展開や見通しについてストーリー性を持って説明できるよう、事前の準備を進めること。

### 7 役割分担の明確化と成果指標の共有

国、県、町、関係団体及び住民の各々が果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、町の外郭団体等については、パフォーマンスを存分に引き出すとともに、緊密な連携を図り、町政と一体となって成果指標を設定し、目標の達成にあたること。

### 8 公共施設の適正な維持管理

公共施設の老朽化に伴う維持改修に要する費用の増大は、今後の行財政運営における重大な課題であることから、公共施設総合管理計画で目標とする施設総量の縮減と、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

### 9 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映する等の確に対応すること。

## ■ 予算編成日程

(1) 平成 29 年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11 月 7 日(月)	課長会議「予算編成方針」発表
11 月 11 日(金)～11 月 18 日(金)	新規・主要事業調書類の提出期限 <small>※プロジェクト事業は企画課との調整を経て提出のこと</small>
11 月 24 日(木)～12 月 5 日(月)	新規・主要事業等のヒアリング期間(副町長、財政)
12 月 8 日(木)～12 月 22 日(木)	歳入歳出財務会計予算要求入力及び根拠資料等提出期限
12 月 26 日(月)～1 月 5 日(木)	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1 月 6 日(金)～1 月 20 日(金)	総務課長・財政担当ヒアリング期間
1 月 23 日(月)～1 月 25 日(水)	総務課長・財政ヒアリング集計処理
1 月 26 日(木)～2 月 3 日(金)	副町長査定期間 (必要に応じて町長協議)
2 月 6 日(月)～2 月 7 日(火)	副町長査定集計処理
2 月 8 日(水)～2 月 10 日(金)	町長・副町長最終査定・査定内示書の通知
2 月 13 日(月)～2 月 17 日(金)	各種予算議案の作成

(2) 並行する平成 28 年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
10 月 31 日(月)～11 月 11 日(金)	12 月補正予算要求書・資料等提出期限
11 月 14 日(月)～11 月 18 日(金)	12 月補正予算ヒアリング期間
～1 月 27 日(金)	3 月補正予算要求書・資料等提出期限
1 月 30 日(月)～2 月 8 日(水)	3 月補正予算ヒアリング期限

## ■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 第二次長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略関係施策	○ 企画課への提出資料「基本計画」や「個別施策」に記載された新規事業・主要事業（ソフト・ハード）	1事業 2,000万円以内の所要額
② 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの（長寿命化計画等）	補助事業は年度計画の明示額
	○ 計画化されていない維持修繕費は新年度では抑制する	0円ベース
③ 義務的経費	○ 人件費（報酬含む）に係る経費（新規事業は除く。） ○ 公債費に係る経費 ○ 扶助費（20節及び措置委託料のうち法定扶助に限る。）に係る経費 ※但し過大とならないように ○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費（人件費、公債費及び基準内繰出に限るため詳細資料の作成が必要。） ○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費 ○ 平成28年度中に執行が見込まれる選挙に係る経費	※所要見込額
④ 法的義務負担経費	○ 法令等に基づく義務経費 ○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費	H27決算額、H28決算見込額を踏まえた所要見込額
⑤ 投資的経費	○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る ※ 財政推計や長期総合計画等に事前に反映してあること	計画額のみ <u>※事前協議を必須とする</u>
⑥ 各課主要事業及びルーチン事業経費	上記要求区分1～5以外の経費で、各部署の効果的かつ戦略的な事業の執行に係る経費	前年度一般財源の95%に特定財源を加えた額の範囲内
⑦ 安芸太田町版経済対策の検討	地元企業活性化を目的とした安芸太田町版経済対策の検討	事業精査（建設課等）

## ■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの設置目的に沿って事業を推進し、合理的、効率的、自律的な運営が求められている。

特に一般会計からの「繰出金」については、地方交付税の減額等により一般会計が厳しい財政事情になることから、ルール分であっても満額繰り出すことができない状況のため、一般会計繰出金に依存しない財政運営を行い、一層の経費節減、効率化に努め、独立採算の原則を堅持すること。



### ＜ 国民健康保険事業特別会計 ＞

国民健康保険税収入の減少により、給付に見合う財源の確保が厳しい状況となっている。  
事業の安定的な運営を図るためには、最も基幹的な財源である国保税を適正に賦課し、収納していくことが重要であり、国保税率を保険給付費等の推計に見合うよう検討すること。

### ＜ 後期高齢者医療事業特別会計 ＞

国・県の動向に注視して、本年度実績を精査した予算計上をすること。

### ＜ 介護保険事業特別会計 ＞

他の市町と比較して一人あたりの給付費が常に高い状態にある。  
社会的資源、内的資源を含めた介護予防事業の充実、要介護認定の平準化に取り組むなど、介護給付の適正化に努めること。

### ＜ 介護サービス事業特別会計 ＞

介護サービス受給者のニーズを的確に把握し、事務費的な経常経費は過大にならないように留意すること。

### ＜ 簡易水道事業特別会計 ＞

本町の水道施設は、すでに更新時期に入りつつあり、アセットマネジメントによる管理運営を行い、財源が限られた中でも計画的に更新を進める必要がある。

現在策定中の経営戦略に基づき水道事業の維持管理を行い、経営の効率化を進めること。

### ＜ 農業集落排水事業特別会計 ＞

本郷処理区等の加入促進に努めること。一部施設においては耐用年数を超えているが、適正な維持管理により経費の平準化を図り、維持管理諸費の更なる経費削減に努めて、過大な要求にならないこと。

### ＜ 特定環境保全公共下水道事業特別会計 ＞

上殿、加計処理区の加入促進に努め、農集と同様に、更なる基準外一般会計繰入金金の抑制に努めること。また、更新計画の早期整備に向けて、現況調査や財務計画の策定に着手すること。

### ＜ 筒賀財産区特別会計及び戸河内町内黒山財産区一般会計 ＞

財産区管理会や議会との協議を基に、国・県の施策や補助制度に留意し、効果的な育林や間伐・保育基盤整備に努めること。

## ＜ 病院事業会計 ＞

### 1 病院事業を取巻く環境と今後の見通し

当病院事業では、平成 27 年度決算において純損益で黒字決算となり、平成 28 年度上半期においても前年度を上回っているものの、今後も厳しい経営を強いられることが予測される。

### 2 基本的な考え方

このような状況において、町病院事業が将来にわたって町民に信頼され、安心安全な医療を提供していくためには、より一層健全な病院経営を目指していく必要がある。

したがって、予算編成に当っては、各職員が病院事業に置かれている現状を再度認識し、合理性を発揮するため、各診療科等が連携し、収益の確保はもちろんのこと、経費の削減、各業務の整理や効率化を図り予算編成を進めること。

再度、病院と診療所が連携し、経営の効率化を図るとともに、策定中である新公立病院改革プランの内容を十分反映し、中・長期的な視点で予算編成に取り組むものとする。

### 3 個別事項

#### (1) 収益的収入及び支出

病院事業収益の中心である入院収益及び外来収益は各診療科別に医師の意向を踏まえ、また、目標を設定し、組織目標として積算すること。

支出については、収益が見込まれるかどうか精査し、ゼロベースの視点に立ち、27 年度決算、28 年度見込み等を十分に検討した上で、最少の経費で最大の効果が発揮できるように積算すること。

また、新公立病院改革プランの策定作業と連携し、実施施策の目標を達成するために必要な経費について積算すること。

#### (2) 資本的収入及び支出

地域医療を確保するために必要な設備整備を行うこと。

特に医療機器等については、必要性、投資効果の妥当性を徹底的に検討し、病院事業で決定したものを計上すること。

なお、これらの支出に伴う財源確保については、将来の資金需要を精査した上で最も有利となるように検討し、積算すること。

## ■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

### （１）歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	28年度の決算見込みを元に積算し、経済・景気動向を見極めて、税制改正等に注視し、予算割れすることがないように、确实と見込まれる収入を見積もること。 なお町税は、歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、消費税率改正が影響する場合の料金改定を具体的な視野に入れた見直しと、徴収率の向上を図ること。資料作成に当たっては、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、确实な見込み額を計上すること。他市町の実態等も調査すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視して可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 補助事業ということで安易に対応することなく、後年度の一般財源負担にも留意するとともに必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。特に消費増税の影響額について、的確に把握すること。
⑥ 町 債	引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標に、地方債残高の抑制に努める。 事業費要求に当たっては、地方債の発行が可能かどうか必ず検証を行うとともに、過疎計画等確認し、未計上の場合は企画課と調整の上、過疎計画変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については財政健全化の取り組み事項と考え、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金については、原則繰入を行わないことを基本とするが、新規事業の国県補助金・適債性を整理する中で必要な場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当すること。
⑨ その他諸収入	ふるさと納税の推進・広告や看板収入等の募集などを、各部署においても推進や導入し、漏れなく計上すること。また、内容を再確認し、年度途中で科目を追加して収入処理をしているものは当初予算に必ず計上すること。諸収入については、制度改正、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な積算に努め、広告収入など創意工夫での財源の確保を図り、増収に努めること。また、延滞金の徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意すること。

## (2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

先例にとらわれることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めること。

### (ア) 要求基準

- ① 地方交付税減収分に相応するため、要求基準を順守 **※別表「要求基準」参照のこと**
- ② 「長期総合計画・ひとまちしごと総合戦略」の事業は、**計画目標とセット**で予算化すること。

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	非常勤特別職については、平成 29 年度予算編成時に業務内容等精査して要求すること。人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。
② 普通建設事業費	長期総合計画における主要事業・新規事業調書の提出を必須とする。また、施設の修繕、建築工事については、公共施設等総合管理計画との調整などを財政担当と協議すること。併せて継続事業は後年度事業計画も明示し、事前の協議と具体的な諸計画(規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等)を添付すること。故に非計画的な要求はゼロ査定とする。 <b>※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること</b>
③ 物件費	<b>■ 総額で今年度当初予算額比「3%減」とすること。</b>
賃金	臨時職員の賃金については、総務課と事前協議のうえで要求すること。
報償費	謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。
旅費	必要最小限の日程・人数にとどめ、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料(E T C 料金)について近年かなり増えてきており、高速バス利用にも配慮して計上すること。
需用費	「消耗品費」については、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。 「燃料費、光熱水費」は、決算数値の精査と、消費増税を考慮した節減に努めること。 「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、全て認めない。 「印刷製本費」については、重複したり非効率なものは、抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載を積極的に活用して抑制を図ること。 「修繕料」については、数年間の決算額と対比して、適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の枠の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。
委託料	指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や内容・金額共に十分精査し、徹底した見直しを図ること。長期継続契約については消費増税に留意して、契約書にも税額を明示しておくこと。
役務費	郵送料も増税額に留意すること。通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。
備品購入費	投資的経費を除き、原則として予算要求は行なわないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用がされない実態があるものは、ゼロ査定とする。
使用料及び手数料	事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すると共に、コピーパフォーマンス料が右肩上がりになっているので、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。遊休地の土地賃借契約は、時限を定めた非継続の契約に整理しておくこと。

④ 負担金補助及び交付金	既存事業については、先般実施した検証作業の結果を十分踏まえて、課題整理にあたるとともに、事業の縮減、廃止に向けて関係先との調整にあたること。 新規の補助事業等については、 <u>補助金ガイドラインに照らし合わせて交付基準の適合性をチェックすること。(事業評価シートを作成のこと)</u>
⑤ 扶 助 費	前2年度の決算額及び今年度決算見込額を対比し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規主要事業として前もって提出すること。また国県補助金の翌年度償還金と対比し、過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月精算に係るものについては、年度平均額や対象者数の動向と併せて見込額を基金繰入金と共に計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては独立採算性の基本を元に、基準外繰入分は精査の上で、最低でも5%の減額とすること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い計上すること。
⑨ 予 備 費	2,000万円とする。特別会計において突発的修繕費を計上する場合においては、基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

### (イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② **算出根拠のない要求(一式〇〇万円等)は認めない。**
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求漏れによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、予算漏れがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体における予算要求についても、本町の予算編成方針やシーリングを徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

### (ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、「特別会計に係る留意事項」のほか、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

なお施設修繕で緊急対応や補正予算化した例のある会計は、予備費の要求額を加算し、かつ財源は特目基金を充当するものとして計上して差し支えない。

### (エ) その他

要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別途予算減額を提示する。

## 【参考】平成 27 年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

### 1 大規模災害への備え

国においては東日本大震災を踏まえ、内閣府に置かれた南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、平成 24 年 8 月（第 1 次）及び平成 25 年 3 月（第 2 次）に南海トラフ巨大地震の被害想定を出し、あの巨大地震による安芸太田町の予想震度は震度 5 強と想定されている。また平成 25 年 10 月に広島県では、既に明らかになっている断層等を震源とする 11 の地震と県内市町役所役場直下を震源とする 23 の地震について県内の被害想定をしている。さらに政府地震調査研究推進本部では平成 28 年 7 月、中国地域の活断層の長期評価の結果を公表し、その中で安芸太田町内を通過する筒賀断層帯を起因とする地震の危険性も指摘しているところである。

平成 23 年 3 月発生 of 東日本大震災、また本年 4 月に発生した熊本地震の例を見るまでもなく、一度大地震、大災害に見舞われたとき、住民の生活を守るべき第一線に立つ町の役割は重大であるが、一方でその対応には大きな混乱を生じることが予想される。

地震に限らず過去に何度も大きな豪雨土砂災害を被ってきた安芸太田町にとって大規模災害への備えは欠くべからざるものである。町防災計画の実効性を高める上からも計画に沿った防災訓練を実施し検証する必要がある。合わせて役場を始めとする防災拠点施設の耐震性の向上や必要機材、物資の整備、備蓄を進めるべきである。

### 2 公共施設等の老朽化対策

町においては公共施設等の老朽化対策に向け、平成 27 年度に安芸太田町公共施設等総合管理計画（案）を策定されたところである。今後一層進むと予想される人口減少と高齢化を踏まえ、他市町に比べて過剰気味である建物施設の削減や日常生活に密接したインフラ施設の長寿命化など、今後、個別具体的計画を早急に詰めて町財政への過重な負担を回避すべきである。

### 3 支所機能の運営の考察

支所訪問を行い現場状況把握と実態聞き取りを行った。実状は、合理化と人員削減が進み地域住民の期待する形となっていない面もあるが集落支援員の配置等、新しい取り組みを実効あるものにつなげたい。また、本庁との事業連携の在り方、工夫を求めるとともに支所相談機能の充実に努められたい。

### 4 町有林、財産区有林の管理体制

山林財産の主体は立木であり、財産価値を生み出すためには植林から伐採搬出に至るまでの長い年数にわたっての山林管理が必要である。山林管理には幅広い知識経験が求められ、またその知識経験が次へと継承されていく必要がある。しかし、町有林・財産区有林の管理状態は、わずか数年で担当職員が交代するのが実態であることから、50 年、100 年先を見通した山林管理という面に立っての管理体制を充実すべきである。

## 5 地域おこし協力隊員の有する技術、能力の継続活用できる仕組み作り

町では国の地域おこし協力隊員制度を活用して現在 12 人の隊員が町内各部署で活動している。しかし任期中途での退任や任期満了後の町内定住には課題が多いのが実態である。隊員の有する技術、能力により地域の活性化に効果が得られていることは喜ばしいことであるが、この効果を一過性に終わらせるのではなく、任期経過後においても継続して地域振興に役立つよう隊員の有するノウハウが継承される仕組みを検討すべきである。

## 6 指定管理事業のあり方

指定管理者からの実績報告における、収入予算執行状況の妥当性についてのチェック、指定管理会計と本業との明確な区分経理の観点で指導の必要性がある。

## 7 各事業特別会計運営

上下水道等の事業会計においては、引き続き、消費税計算の適正・公会計制度の導入に向けての諸帳簿の整理研究を推進されたい。

## 8 町政への信頼回復に向けて

一昨年に発覚した町職員による詐欺収賄事件に関して、一連の事件に係る県からの委託金の超過交付部分は平成 27 年度末に精算返還されたところである。今回の事件によって失われた町政への信頼失墜は計り知れない所であるが、再発防止への取組みが始まっているところである。公務執行の原点に立ち返り町民の信頼回復に再度奮起を求める。

# 【参考】平成27年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項

## 1 職員の不祥事事件から今後の対応について

取りまとめ数5ページまたがって総括を行っている。その内容から読み取れることは、二つである。マネジメントについては、内部統制を構築し、職員の意識を変革し、役場組織を取り巻く様々なリスク管理として、業務の総点検の実施であり、基本は日常の報、連、相の重要性を強くすること。

ガバナンスについては、不祥事が発生しない、強い体制を創りあげ、関連法規の整備運用と徹底遵守により、一段と高い統治を目指さなければならないことを申し上げる。

## 2 まち・ひと・しごと創生事業

継続したまちづくりには、生産年齢の維持・確保である。そのための、事業施策の展開を始めた。

今後、事業主と一緒にビジネスを起業させるための活動が問われる。そのためには、リーサスに代表される、マクロの分析力、経済の循環、お金の正体、役割と機能の理解を深めた取り組みが問われる。

## 3 公共施設等総合管理計画に基づく取り組みについて

今後、本町のような財政力の弱い自治体にとって、大きな課題である。「ハコモノ」については戸河内中学校天井剥離にみられるように老朽化の問題を露骨に表した。「インフラ」についても安全・安心は当然問われる。公共施設のマネジメントの取り組みの重要性を十分認識することを申しておくこととする。

## 4 防災への取り組みについて

行政事業の最も重要な取り組みである防災対策・災害対応事業である。

本町における筒賀断層が評価対象とした活断層の分布に公表された。これを機に、なお一層の基本「自助」、「共助」、「公助」の役割分担の理解を深め、防災意識の一段高い向上を図ることを求める。

## 5 人権啓発事業について

社会の情報化、高齢化、少子化が進展するなかで、人権はますます重要になってきているまた、グローバル化に対応する人間形成は、排他的な思想は持たないことが基本である。この事業をあえて取り上げなければならないことは、人権推進委員の実態把握のゆるみまた、事業展開がマンネリになっていないか、検証を求める。

## 6 農業費について

本町において、農業に求められる、特に所得確保にあたって、農村地域総合推進事業の葉物野菜の産地の取り組みは、広がる可能性が大きい事業である。検証、評価にあたって、十分なデータに基づいた分析を行い事業者への情報支援を高める必要がある。



## 7 林業費について

森林が持つ、多面的な機能を維持しながら、自然環境を守る公益性の高い活動の施策が打ち出されているが、一方で考えなければならないことは、林業としての将来への経済振興を図っていくことが求められる。そういった状況構築のために、専門的体制整備を行い調査研究を始めていくことが必要である。

## 8 水産費について

本町にとって河川の維持管理は、洪水や災害の発生を防ぐことは言うまでもないが、一方で、これまで水と緑の憩いの場として、自然環境の保全やレクリエーション空間として、観光などに利用されてきた。しかし、昨今は河川内に繁茂(はんも)している樹木、土砂の堆積等、洪水時に水の流れを阻害する等の課題が出てきた。

今後、積極的に自然環境の整備を含め水量・水質監視の本格的な調査研究が急がれることを指摘する。

## 9 本町の学校適正配置計画の解決について

児童生徒が学校教育で、学ぶことにおいて、一定の集団規模の児童生徒数の確保の必要性と、一方で地域のコミュニティの核とした学校のありかたの考え、この二つの課題解決は、対話と丁寧な議論での解決でしかありえない。早期解決を図ることにまい進すべきことを指摘する。

## 10 国民健康保険について

国民健康保険の財政は、危機的な状況が続いています。「財政運営の責任」と「医療サービスの提供責任」は本町にある。如何に負担率を少なくするかの取り組み施策は、特定健診の受診率を引き上げ、特定保健指導の取り組み強化は今後とも継続事業で重要である。

## 11 介護保険について

本町のような人口密度の低い地域は、施設利用の介護需要が高い、それを求めると介護保険料を高くする。そのバランスの解消として、健康時から介護時まで継続的ケアとして30分以内のコミュニティの拠点構想は地域の環境変化が伴うことであり、情報提供を議会報告すべきである。

## 12 安芸太田病院事業について

決算当期利益は、13,912千円の黒字決算である。午後診療、包括ケア病床を導入などに取り組み、収支改善の経営努力がうかがわれる内容である。また、将来を見据え医師や看護師などの確保も、貸付金制度を有効的に利用した取り組みが行われている。今後も、地域住民の幸福を常に考えながら医療活動を行うことに期待をします。